

西宮スポークン姉妹都市協会会則施行細則

この細則は、本会会則の第14条に基づき、会務の円滑な運営を図るために設ける。

(会員の義務)

第1項

- (1) 本会の設立の目的を理解し、会の活動に協力的でなければならない。
- (2) 会費を遅滞なく納入しなければならない。

(会費の徴収)

第2項

- (1) 年度初めに、事務局は会員に会費の納入を通知する。
- (2) 会費の納入は、銀行振込み・郵便振込み又は会計に直接入金する。
- (3) 会費を3ヵ年過ぎても納入なき場合は会員の資格を失う。

(入会・退会)

第3項

- (1) 入会の申込みには、原則的に紹介者（本会の正会員）を必要とする。
- (2) 紹介者の無い場合は役員会で審査し、入会の可否は会長が決する。
- (3) すでに納入された会費は返却しない。

(名誉会長等及び会員の会議出席)

第4項

- (1) 会長に指名された名誉会長等及び会員は、会則第10条の会議のうち指定された会議に出席して意見を述べることができる。但し議決に加わることができない。

(名誉会長等委嘱の準拠)

第5項

- (1) 会則第5条第2項の委嘱の準拠は以下の如し

名誉会長	元・前会長
名誉会員	スポークン西宮姉妹都市協会会長
相談役	国会・県議会・市議会の議員である会員
顧問	元・前副会長及びスポークン市との交流並びに本

会の運営に貢献した者
参 事 西宮市秘書課、公益財団法人西宮国際交流協会の
主たる職員

(弔 電)

第6項

- (1) 会員及び会員待遇者死亡の場合、弔電を送る。
(会員待遇者とは、名誉会員・参事・その他当協会の活動に関係ある
役職者及び個人)

(細則の改廃)

第7項

- (1) 本細則は役員会の承認を得て改廃することができる。

付 則

1. この細則は、1995年12月16日から施行する。
2. この細則は、1999年11月 7日から施行する。
3. この細則は、2000年 2月 1日から施行する。
4. この細則は、2000年12月19日から施行する。
5. この細則は、2001年12月19日から施行する。
6. この細則は、2011年 2月28日から施行する。
7. この細則は、2018年 9月21日から施行する。